

1 議事日程(第2号)

(令和7年第8回久山町議会12月定例会)

令和7年12月4日

午前10時00分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	清 永 義 弘	2番	城 戸 利 廣
3番	永 松 節 子	4番	佐 伯 勝 宣
5番	只 松 秀 喜	6番	荒 卷 時 雄
7番	阿 部 恒 久	8番	津 原 健 太 郎
9番	阿 部 昭 徳	10番	山 野 久 生

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

6番	荒 卷 時 雄	7番	阿 部 恒 久
----	---------	----	---------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町 長	西 村 勝	副 町 長	中 原 三 千 代
教 育 長	重 松 宏 明	総務課長兼経営デザイン課長	久 芳 浩 二
税 務 課 長	阿 部 哲 也	町民生活課長	井 上 英 貴
健康課長補佐	安 部 基 子	福 祉 課 長	今 村 春 美
都市整備課長	亀 井 玲 子	産 業 振 興 課 長	阿 部 桂 介
会 計 管 理 者	横 山 正 利	教 育 課 長	江 上 智 恵
上下水道課長	平 尾 勇		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	篠 原 正 継	議会事務局書記	淀 川 裕 和
--------	---------	---------	---------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時00分

○議長（山野久生君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

議事に入る前にご報告があります。

先日の本会議冒頭、私が佐伯議員に佐伯議員が個人の責任で発行された議員報告の訂正要求を行った後、佐伯議員から、議事進行と発言し、続けて発言をされました。佐伯議員の発言内容は、私の訂正要求に対する抗議で、議事進行とは全く関係のないものでした。よって佐伯議員の発言部分について、地方自治法第129条の規定に基づき、後刻調査の上、措置することとします。

それでは議事に入らせていただきます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（山野久生君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可いたします。

1番清永義弘議員、発言を許可します。

清永議員。

○1番（清永義弘君） 清永でございます。どうぞよろしく申し上げます。

今回の質問につきましては、子育て支援について質問させていただきます。

令和7年3月に久山町こども計画の策定が発表され、広報ひさやまの6、7、8月号で、その内容について妊娠期～大学までの子育て支援や教育の取り組みなどが掲載されました。

そこで、次の項目について質問いたします。

6月の広報では、子育て支援制度（妊娠期～3歳）の取り組みが掲載され、その中で妊婦のための支援給付金（10万円～）とありますが、こども計画の基本目標2、こどもの健やかな成長への切れ目ない支援の具体的取り組みの中の12番目の項目にある妊婦のための支援給付事業では、経済支援として妊娠期に5万円、出産時に5万円給付と明記されていますが、この明記の中ではちょっと中身が分かりづらいと思います。

そこで、支援の条件や支援金額、手続き等の説明をお願いしたいと思います。健康課長の答弁をよろしく申し上げます。

○議長（山野久生君） 町長。

○町長（西村 勝君） 6月広報で子育て支援、久山町で独自を含めてどのような制度があるかっていうこと、皆さんに対してのサポートということで特集記事を書かせていただいた。詳しい内容については、それぞれ申請者の方はこちらから通知もしてますし、回答はしてるんですけど、その内容につきましては健康課の課長補佐の方から回答させていただきます。

○議長（山野久生君） 健康課長補佐、安部基子さん。

○健康課長補佐（安部基子君） お答えします。

妊婦のための支援給付金は、令和7年4月1日から子ども・子育て支援法の改正により創設されました。支援内容としては、全ての妊婦が安心して出産を迎え子育てをしていくために経済的支援を行うものです。また、妊娠期から子育て期にわたって町の保健師や看護師等が継続した相談対応や必要な支援につなげる伴走型相談支援も行っています。給付の条件としては、1回目の給付は、医療機関で妊娠が確定した妊婦さんに対して母子健康手帳を交付しておりますが、その際に申請をしていただき、5万円を支給しております。途中、妊娠8カ月でアンケートによりご様子を伺っております。その後、2回目の給付は、お子さんの出生後、1～2カ月頃に赤ちゃん訪問を行っておりますが、その際に申請をしていただき、お子さん1人につき5万円を支給しております。

以上です。

○議長（山野久生君） 清永議員。

○1番（清永義弘君） 今説明されましたように、当然ながら久山町の住民であるということだろうと思います。支援時期や支給額については、今申されましたように、1回目に母子手帳の発行、そのときに妊娠が分かったところで妊婦1人当たり5万円、それから2回目は赤ちゃん訪問ということで、担当の方が訪問されて子どもさんの確認をするということで、生まれてくるお子さんに対してですから、双子の子どもさんもいらっしゃるしさまざまだろうと思いますけども、1人当たり5万円ということでいいですかね。

○議長（山野久生君） 健康課、安部課長補佐。

○健康課長補佐（安部基子君） お子さん1人当たり5万円になっておりまして、双子さんですとお一人ずつ5万円ですので合計10万円支給という形になります。

以上です。

○議長（山野久生君） 清永議員。

○1番（清永義弘君） ということは、妊娠が分かった段階で5万円、それから人数分で、仮にお子さんが2人生まれたということになると10万円ということで、15万円の助成金を出

すということですね。分かりました。ありがとうございました。

それと、今回資料の中では広報紙と、それからこども計画の書類がありましたけども、それ以外に皆さんが分かるような支援制度の書類がありましたら、これは議会が終わってでございまして、資料を出していただければ助かります。よろしくをお願いします。

続きまして、教育・保育の無償化に関して、ゼロ歳から2歳児については保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもが対象となっています。仮に保育料の一部軽減を行った場合、対象者のその人数と費用がどのくらいかかるかということについてお尋ねをしたいと思います。福祉課長の答弁をお願いします。

○議長（山野久生君） 福祉課、今村課長よろしくをお願いします。

○福祉課長（今村春美君） お答えいたします。

11月末現在、認可保育所に通うゼロ歳児から2歳児の人数は90人です。そのうち、無償化の対象とならない児童の数は60人です。仮に保育料の一部の軽減を行った場合の費用についてのご質問については、現時点で保育料の軽減を行う制度がないためお答えしかねます。

ここで、認可保育所の保育料についてご説明させていただきます。

保育料は、児童の保護者の市町村民税の合計を基に8階層で決定いたします。所得が少なければ軽減措置があり、ゼロ歳児から2歳児で生活保護世帯や市町村民税非課税世帯等が無料となります。また、子どもの数によっても軽減措置があり、小学校就学前の年齢の範囲において保育所を同時に利用する場合、最年長の子どもから2人目は半額となります。また、令和7年9月からは、保護者の所得や兄弟の年齢にかかわらず、第3子については保育料が無料となっています。ゼロ歳児から2歳児の在園児90名中、保育料を支払っていない30名については、所得要件や多子軽減で無料となっているものです。

説明は以上です。

○議長（山野久生君） 清永議員。

○1番（清永義弘君） ありがとうございました。なかなか制度も対応するのが難しい状況であるというのは分かりました。

家庭の構成によっては、助成金が出るところと出ないところと一応あるようございまして。60人のお子さんを仮に1万円助成するとするならば、月60万円、年間で720万円という大きな金額を町の財源から出さなくちゃいけないようになります。確かに大変だろうと思いますけども、中には同じ境遇の中で無償化になる家庭とならない家庭があります。今特に若い世代が増えた段階では、新しい住宅を建てられて、そして子どもさんができるということで、あくまでもこれは個人の考えだろうと思いますけど、やっぱり住宅ロー

ンを払いながら子どもさんの面倒を見なくちゃいけない。ましてや、子どもさんの構成によってはお二人出たときには大きい家庭ではやっぱり3万円と半額助成で1万5,000円、お二人の場合は4万5,000円となるような状況にもなってくると思いますので、子育てと
うか子どもさんを育てるといふもの自体がなかなか難しい問題もあるんじゃないかと思
っております。

そういう中で、高額世帯は国会の方でもなかなか助成するというふうなことがないんで
すけども、議論としては今子育て支援をどんどん変えていこうということで、いろんな今
回の臨時国会でも取り出されましたので、来年度からまたもっと変わったような状況にも
なってくるかと思えますけども、まず町の方からもそういう家庭も見えていただいて、幾ら
高額所得であるかもしれないけどもある程度の助成をするということで、金額が妊娠が確
定したときに5万円とか出産時に1人当たり5万円とかという補助金もありますけども、
保育料の軽減というのもゼロ歳から2歳児までの段階ではかなりの金額が発生するわけ
ですから、そこも町の体制としては、確かに非課税世帯では無償にはなるけども、高額所得
者、その範囲というのがなかなか線を引きづらいというのは今説明で分かりましたけど
も、そういう面では一定程度面倒を見てもらうというのがありがたい話かなと思ってお
ります。

これを全額保育料を無償化という話になると、それはとんでもない金額になるんですけ
ども、今言いましたように、この60人のお子さんの中にも、大きい金額でいくと世帯によ
っては大きい方は8万8,800円から一般的なもんでいうと1人当たり3万円の保育料を払
ってありますけども、そのうちこれを全額ということになると本当に相当の金額になりま
すけども、ある程度1万円とかそういう形で軽減をしていくという形を取ってもらえな
と思っております。

それで、これはあくまでも町のこども計画でございますので、町の方で判断をしてい
だいて来年度に向けて検討していただければ助かりますけども、町長の方で来年度向け
て子ども支援というところの保育料に関してどういうふうなお考えを持ってあるか、お聞
きしたいと思います。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

これは久山町だけじゃなく、子育て支援っていうのは国全体で取り組んでいかなきゃい
けないという課題であるということは、私もよく認識はいたしております。一方で、久山
町においても保育料の軽減につきましては、令和7年9月から保護者の所得や兄弟の年齢
にかかわらず第3子については保育料が無料となる制度を開始し、既に支援は実施してい

るということになってます。

それで、要するに今何を支援していくか、一番そういうことも一つの選択肢ではあると思います。ただ、大事な観点としてあるのは、町っていうのは受益者、要するに町民の皆さんの税でそれを賄って、住民サービスを決定していくっていうのが大きなポイント、自治体になります。その中で、当町のような財政規模がある程度限られた中でどこを優先していくかっていうのが、これが一番大きな課題だと思います。

私としては、そういう面についても検討は今後必要だと思っておりますが、まずは他の子育て支援面について、優先順位等をしっかり踏まえた上で決定していくっていうのが大事な久山町の子育ての方針かなと思います。例えて言うならば、皆さんの議会の議決をいただいて高校生まで医療費をワンコインというのをほかの自治体より早くするとか、こういうことは優先順位を決めてそのサービスをやっていたってということになりますので、その辺を踏まえていろんなことについて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山野久生君） 清永議員。

○1番（清永義弘君） 確かに町長がおっしゃるように、受益者負担というのを考えていかなくちゃいけないというのは十分分かります。その中でも、子育てをしていく中では保育料というのは結構負担が大きい部分だろうと思いますので、来年度に向けて国会の法案がどういうふうな形になるか分かりませんが、それ以外で町の中で支援体制が取れるということであれば、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山野久生君） それでは続きまして、2番城戸利廣議員、発言を許可します。

よろしくお願ひします。

○2番（城戸利廣君） 私はこの一般質問で、久山中学校の給食問題、これについてお尋ねします。

今日、久山中学校では選択制給食が実施されていますが、私は小学生が中学生になっても小学校6年間の食育を継続させ、勉学等に集中できる環境を保持させるべきだと思っております。町議会でも、平成23年7月、第1委員会が中学校給食についての調査研究を開始、現在はランチサービスの導入に至っております。しかし、当初から検討された全員給食については、二十数年が経過いたしました。現在もいまだ結果は出ておりません。

そこで、町が中学校の全員給食に踏み込めない最大の理由は何かについてお尋ねいたします。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 久山中学校の給食導入につきましては、令和7年2月、議会に対して陳情書が出され、総務文教常任委員会で審査が行われ、本年6月議会で全員一致で不採択となっています。その理由といたしましては、家庭によっては父親や兄弟関係のお昼を全てお弁当で準備している世帯があること、それも含めまして多様な家庭環境に即した柔軟な運用が必要であり全員同じ昼食に一本化することは慎重な判断が必要であるということ、ランチサービスの導入から6年しか経過していないこと、財政面のことなど、さまざまな点が理由として挙げられておりました。

以上のことから、議会も給食導入には慎重であると捉えておりますが、町が現在の形で給食を実施しているのは、現在久山中学校が行っているお弁当とランチサービスとの選択制での給食の実施の仕方は学校教育の中で食の安全を第一に考えた今の時代に合った昼食の実施の仕方であると捉えていることが最大の理由でございます。特に、食物アレルギーを持つ子どもたちに対しての食に対する事故についてのリスクを少なくしています。お弁当とランチサービスの選択制であれば、食物アレルギーを持った子どもの昼食は我が子のアレルギーを理解したおうちの方が作られるお弁当なのでその心配は少なくなりますし、保護者も安心しております。お弁当を作ることが難しい家庭があること、増えてきていることも承知していますので、ランチサービスという選択制の形が取れるようにしております。

現在の久山中学校の選択制での給食の実施は、自校給食を行っている他の小・中学校と比べて、食物アレルギーを持つ子どもたちに対しての食による事故についてのリスクを下げていると考えております。また、中学校の先生方からの聞き取りでも、完全給食を実施した場合の時制の問題、食の量の個人差への対応、お弁当を楽しみにしている生徒が多いというような声もあって、現在の形を望む声が多いということも理由として挙げております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 城戸議員。

○2番（城戸利廣君） 憲法では、第26条で教育の義務化、それと無償化という形でうたっております。しかし、給食については学校給食法、これについて本当に実施されるに当たっては、これは実施されるよう努めなければならないということで、義務教育、いわゆる努力目標みたいな形で設定してるわけですね。従って、給食の実施については、市町村、これに応じてそれぞれ実施されております。また、実施の内容も、自校式とかあるいはセンター方式とかいろいろあるようですね。

ただ、今言われた給食の実施に当たっては、大きな三つの荷物があるんですね。まず

は、財源という問題、それから組織上の問題、これは調理師さんとかあるいは栄養士さんとか、それと一番問題になるのは学校の先生なんですね。今でも学校教育環境の中において目いっぱいの仕事をしてあるところに、そこに押し込むと、こういうことですね。それから、組織上の問題。それから、今一番問題なのは、教育長が言われたアレルギーとか、いわゆる食中毒とかという危機管理の問題。この三つがあるわけですよ。しかし、いずれにしてもこの三つの荷物を背負ってしっかりとずっとどこまでも歩いていかないかんわけですね、こういう給食実施については。だから、やっぱりこれについては、私どもがそういう先生たちの子どもに対する熱意とかそういったことに期待して応援するという以外にしかありません。

確かに食中毒も、これは実際に1996年ですから平成8年に大阪の堺市の小学校で、これはセンター方式なんですけど、3名の女の子が翌年にかけて、O157というんですか、これは腸管出血性大腸菌というそういったものにかかって、次々に亡くなるというようなことが起こっております。これはもう承知してあると思いますけどですね。これを受けて、国の方も翌年9月に集団食中毒、アレルギーも含めてこういったものを防ぐんだという形で、厚生労働省が大量調理施設衛生管理マニュアル、こういったものを策定しております。また続きまして、文部科学省が学校給食衛生管理基準ということを示して、これを告示するなどしてるんですね。そして、こういう形で食に対する安全性について厳格にみんなに示しているわけですね。

そこで、久原、山田小学校もこういった流れを受けて、平成14年から業者委託による自校式の給食、これが実施されてると思います。実施に当たっては、町の今来られてます教育委員会、学校関係者、それと業者、こういった人たちが連携して、また保健所ともそれぞれ連携して、食中毒を最大限眼目に置いて、そして実施されております。内容的には、久山町立学校の給食調理等業務委託仕様書、それに作業基準、それと主な設備、器具等の手入れ基準といった非常に厳格なものを今日まで策定して実施されておりますので、相当久原、山田両小学校は完全給食を実施されて期間がたつんですけども、本当に事故っていうのは起こってないわけですね、食中毒とか。これは本当にありがたいなと私は思っております。

それで、これに加えて、食品衛生法、これが平成30年に改正されまして、原則として全ての食品等事業者を対象としてHACCPに沿った衛生管理を制度化しております。そして、その内容は、食品の製造や加工、調理、販売を行う全業者、これに対してステップ四つの段階を踏むんですね。一つ目が衛生管理の策定、二つ目が策定した計画の実施、三つ目が実施したことを確認、記録するという、それから四つ目が振り返って実施し

なさいというふうなことなんですね。こういったことで徹底したことです。二重、三重に衛生管理については食中毒防止対策を取っています。

しかし、残念ながら、こういったものが行われても、食中毒っっちゃうのは実際発生してるわけですね。福岡県での集団食中毒の発生ですけど、これが平成26年から令和5年まで、この10年間で集団食中毒は14件発生しとるんですね。そして、この中身は、幸いにも小・中学校はありません。発生した場所は、飲食店、仕出屋、旅館、こういったところで結構大きな人たちが集団食中毒にかかっています。その菌で一番多いのがノロウイルス、それからカンピロバクターとか、それから今言った病原性大腸菌とか、そういった関係でかなりの人がかかっていますね。

それで、今食中毒の関係ですが、こういったものを踏まえて、県としてはこういった食中毒は今言われた内容で絶対防げるんだと。それで、これは三つありますね。つけないこと、このつけないことの中になんか細かいことも書いてあります。それから、菌を増やさない、これもたくさん中身は書いてあります。それから、最後にやっつけることだという形で、これも各項目が書いてあります、割愛しますけど。こういう形で食の安全はあれしとあります。

それと、今教育長が言われたアレルギー対策の関係ですけども、私がちょっと聞いてみましたら、小学校の話ですよ、1カ月前に献立表を送って、そしてその子どもの症状に応じて色分けして、そしてこれは食べないようにという形で、本当に保護者と学校と生徒とか児童がよく連携を取って、教育長が非常に心配されてるんですけど、これだけの徹底した策をやられてるんで、今のところずっと本当に問題なく、給食の食中毒、アレルギーは私は防げると思いますよ。

そこで、こういったものを踏まえまして、私は今の安全的なものを踏まえまして、厨房施設等が要らないデリバリー方式、中学校に対してですよ。これは今現在実施してあるランチ給食の拡充でいいんですよ、拡充してもらおう。

○議長（山野久生君） 城戸議員、これはもう②番まで言われてる。

（2番城戸利廣君「はい、続けて」と呼ぶ）

続けていいんですね。もう2番にいったんですね。

（2番城戸利廣君「はい、もう続けていきます」と呼ぶ）

分かりました。

はい。

○2番（城戸利廣君） 続けてですね。じゃ今安全性があるから、それで、次にお尋ね質問なんですけども、厨房施設とかいろんなデリバリー方式、これ現在実施のランチ給食サービ

ス、これを拡充してですね、全員給食の実施。それかですね、もしくはですね、久原山田小学校両施設を活用したですね、親子方式の給食こういったものをですね、ぜひですね、実現してほしいと、そういったことの検討はできないかということをお尋ねします。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 結論から言いますと、検討できると思います。

ただ、デリバリー方式と一言で言いますが、議員も捉えてあると思いますけど、いろんなやり方がございます。デリバリー方式の給食は、日本語的には外部搬入給食と呼ばれて、調理を学校外で行い、学校へ配送して提供する給食方式です。代表的なものを言いますと、セントラルキッチン方式、例えば給食センターのように大規模な共同調理場で調理したものを学校に配送すると。これは近隣では太宰府市や粕屋町、古賀市あたりがやっている方式がこの形になります。そのほかにも、民間委託方式、例えばお弁当会社が調理したものを学校へ弁当形態で、または食缶形態で配送するやり方がございます。本町が中学校で行っているランチサービスをもし全員にランチサービスというふうな配布の仕方を実施するのであれば、これはデリバリー方式の一つの形になるかと思っております。

ただ、デリバリー方式での完全給食であれば、どのようなやり方であればできるのか、また逆にどういう形であれば課題が残るのか、また先ほどから言っております食物アレルギーのほかにもたくさんの考えていかなくちゃいけない問題もありますので、そういったことも含めて実施が可能なのかどうか検討していく必要はあるとは思いますが、検討はできると思います。

以上です。

○議長（山野久生君） 城戸議員。

○2番（城戸利廣君） 本当にありがたい答弁をいただきました。ぜひ検討をしていただきます。よろしくお願いします。

私の質問を終わります。

○議長（山野久生君） ここで、休憩に入ります。10時45分まで休憩します。よろしくお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山野久生君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

佐伯議員の一般質問に入る前に、一般質問の不許可の件について私から佐伯議員へ申し

上げます。

佐伯議員から提出された一般質問通告書の「補助金目的外使用について」の項目は、改選前も只松前議長が不許可としており、同様の理由により今回も不許可といたしておりますが、ここで不許可の理由について改めて申し上げます。

この補助金目的外使用については、今から11年前の平成26年12月定例会において、町長、副町長への減給処分を議決したことにより、議会としての結論を出しています。また、すでに令和3年12月定例会、令和4年3月定例会において、当該質問は調査に該当することから、議員の一般質問で行うものではなく、議会として調査する必要がある場合は調査を行うことになるので、佐伯議員本人が議会に働きかけるべきであると、当時の只松議長がこの議場にて説明しています。しかしながら佐伯議員は議会に対して何の働きかけも行っておりません。加えて、佐伯議員は平成22年9月定例会においてこの久山町地域住宅モデル普及推進事業、子育て支援センター事業の決算認定の議案および平成26年12月定例会において補助金返還のための補正予算といずれの議案にも議員として責任をもって賛成されています。そのいずれの議案も賛成多数もしくは全員賛成で可決しており、この議決が議会の統一した意思です。この事実をないがしろにし、自分が賛成したのは執行部の説明不足のせいだと自分の賛否は自己責任ではないと公言するような議員としてあるまじき態度をとるだけではなく、補助金目的外使用について、ひたすら質問と称して、調査を行おうとすることは、議会として許されるものではありません。

また、国土交通省の新しい補助金がないと佐伯議員は言いますが、^{ちょうだ}丁田橋の架け替え事業や梅田橋の改修事業、藤河～猪野線の道路改良事業など新規事業に国土交通省の道路メンテナンス事業補助金や社会資本整備総合交付金が交付されていることは、予算や決算において執行部から説明を受けています。

以上の理由で、「補助金目的外使用について」の質問項目を許可することはできませんし、さらに今後も許可いたしません。

なお、不許可の理由を文書でとの申し出に対し、議会運営委員会で協議いただいた結果、今後の議会運営として、議長の個々の判断について、議員からの要請に応じて理由書等の文書を公文書として交付する取り扱いは行わないことになりましたので、今回の不許可の理由書の交付申し出に関しては、応じられません。

ただし、今回、不許可の理由につきましても、先ほどご説明いたしましたし、この内容は会議録として町民の皆さまに公開されますので、これにより説明責任を果たしてまいりたいと考えております。それでは佐伯議員の一般質問に移ります。

佐伯議員。

75.16%、その次、2013年が71.31%、2017年68.2%、2021年60.43%、2025年57.31%、ついでこの間ですね。このようにどんどん下がっていますが、町民への啓発活動をどう考えているか。それで、防災ラジオ、防災無線、これをもっと活用するなど対策があるんじゃないかなと思うんですが、どうでしょう。

○議長（山野久生君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） それでは、お答えさせていただく前に、初めにお断りでございますけれども、選挙事務につきましては、公職選挙法および地方自治法等の規定によりまして、選挙管理委員会で管理するとされております。今回の質問に対しましては、選挙管理委員会の事務の所管をしております私の方から、町民生活課の方からお答えできる範囲内の回答となりますことをご了承いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、町議会議員選挙の投票率につきましてお答えさせていただきます。

先ほどご指摘いただきましたとおり、過去の投票率をおっしゃっていただきました。私の方は前々回までの分を皆さまの方にご報告いたします。

前々回の平成29年の投票率につきましては68.02%、前回の令和3年でございますけれども、60.43%、今回の令和7年の投票率につきましては57.31%となっております。ご指摘のとおり、数字といたしましては下がってきてるという状況でございます。

啓発活動につきましてですけれども、こちらは区分け等はせず、全選挙人の方を対象といたしまして、広報紙、ホームページ、LINE、dボタンに記事の記載をさせていただいてます。各行政区の掲示板やバス停、公共施設およびコンビニエンスストアなどの町民の皆さまの目につきやすいところにポスターの掲示を行っております。また、選挙期間中につきましては、選挙期間中と投票日当日につきましては、町の広報車によりまして町内を巡回してのアナウンスも実施させていただいております。さらに加えて、投票日の直前となってしまいますけれども、全候補者の皆さまの記事等を記載しております選挙公報を全世帯に配布をさせていただいてます。防災無線につきましては、期日前投票の開始時期に2回、それと投票日の前日、それと当日に定期放送を利用させていただく形で周知活動をしております。

今後の対策につきましてですけれども、こちらにつきましては選挙管理委員会の皆さまにご協議いただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 佐伯議員、議長です、僕は。はい議長って言うてください。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 本当に、それ。まあいいや。引き続き啓発活動をお願いして、投票率を上げるようにしていただきたいと思います。

では、②にいきます。

前回令和3年も開票が遅く、このときも23時、午後11時を回って初めての数値が流れて、それで終了というような形になって、私どもも町民もやきもきした状態でした。今回9月の町議選は、前回2021年よりさらに遅く、途中の経過速報も防災無線で報じられず、不満を持った町民が多かったと捉えます。

まず、開票の町民への途中経過報告をどう考えているのかということ。それで、23時40分、午後11時40分近くまで開票結果のお知らせがなかった、お知らせが遅くなった理由は何でしょうか。

○議長（山野久生君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

まず、開票の途中経過報告についてでございますけれども、開票速報という形で22時、22時30分、23時の3回出させていただいております。ただ、比較的遅い時間帯でございますので、公表につきましては開票会場とホームページに限らせて公表させていただいております。防災無線につきましては、終了、最終結果に限って放送させていただいております。

開票結果につきましては、必要な事務作業を行いまして、選挙長および立会人の皆さまに適正であるをご確認いただいた後に終了となります。その時間が23時27分に終了となっております。それを役場の方に連絡しまして、町民の皆さまへの放送、ご連絡は、23時41分に防災無線とホームページを利用させていただきましてご報告をさせていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ちょっと聞いていいですか。

じゃあ、役場の方には今回、事実上その終了が23時27分でしたけども、防災無線の方はもっと遅かった。そういう形で、町民から遅いじゃないかという苦言はなかったんでしょうか、その点どうでしょう。

○議長（山野久生君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 私の方といたしますか、所管課の方にそういうご連絡はいただいております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） うちももう91歳になった高齢の家族がいるんですけども、その家族も本当にやきもきしてて、遅いじゃないかということで、実際町民から私のところに電話をかけてくださって、どうなってるんだっていうふうな声もあった。そして、私も通らせていただいた翌日、証書付与式のときも、待合室の話はその遅い話で議員間で持ち切りのような状況でした。本当にそういった中で、町民からの苦言といたしますか、そういうのがなかったのかなという思いもあるし、じゃあ問題意識としては今回担当課、選挙管理委員会の担当部署としては持っていないということなんでしょうか。

○議長（山野久生君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えいたします。

23時27分に終了しまして放送が23時41分ということで、報告までに14分間かかったということでございます。こちらにつきましては、私ども事務局としましては当然間違った情報というのは流せません。ですから、当然確認作業を行いまして、絶対に間違いないという状況になって、確認後に流したという状況でございます。ですから、当然一分一秒でも早くご報告したいという思いはございます。しかしながら、そういう確認作業等もございますので、それを優先した形で今回させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） もう少し話にお付き合いいただきたいんですが、要は何が言いたいのかというのは、このテーマは迅速な開票事務、これを町も選挙管理委員会も目指すべきだということが主眼でございます。それからしましたら、やはり11時40分近くまでかかった、それまで途中経過というのが防災無線があるのにお知らせしなかったっていうのは、これは不親切であり、ちょっとこれは町民の感情というのに即してないなというのが、まず今回のテーマでございます。

それで、開票速報はインターネットで掲載してるというような状況です。会場でも掲載してみたいなお話を今おっしゃいましたけども、でも大多数の町民は会場まで行きません。防災無線ラジオに聞き耳といたしますか、耳をしっかりそばだてています。でしたら、まず今までの選挙、有線放送時代の選挙のように、30分ごと、1時間ごととは言いませんが、ある程度これは途中経過報告をするのが普通でございます。

それで、実際に聞いた話、マスコミの関係者がこれは開票自体も遅いじゃないかということで選挙管理委員会に詰め寄ったという話も聞きました。直接マスコミから聞きました。そして、インターネットの開票速報を見ましたら、確かに区切って出ています。

それで、思いますに、22時30分、150票ずつで並んだときに、1回これは防災無線ラジオで発表できたじゃないかと。発表すれば、町民は落ち着きますよ、23時過ぎまでかかって。それをなぜやらなかったのかということを書いてます。それが迅速な事務処理も含めまして町民への配慮というものだと思うんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（山野久生君） 井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、どうしても開票速報を出す時間帯が比較的遅い時間ということがございます。ですから、選挙管理委員会の方でご検討いただきまして、結のみという形で発表させていただいております。どうしてもいろんな生活帯の皆さまがございまして、そちらに対しての配慮といたしますか、そちらも考えての実施でございます。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 町の方に苦情が入ってないということは、意外ですし、本当に首をかしげてるといいますか。そうなったら質問もやることというのはそんなに多くはなくなるんですが、ただこれは一つお伺いしたい。

町の職員の当日の配置というのがあると思います、配置担当係というのが。これは配置表というのを情報開示請求、公開請求で私もいただきました。当然黒塗りで全部返ってきてますが、それしか出ておりません。要するに、選挙事務の心得、当日の心得というものが、あってしかるべきだと思うんですよ。そういったものというのは職員に配布しないでやったんでしょうか。

何が言いたいかというと、選挙事務の迅速化を今後課題として考える場合は、やはり考えなければいけないんですけども、例えばこれはほかの町の名簿ですが、当然これは担当部署は黒塗りで来ます。しかし、ちゃんと確認事項ということで職員向けにあるんですよ、5枚程度、業務内容とかが。これが情報公開請求、開示請求しても、久山町の場合、出てこなかった。ひょっとしたら、そういったものなしに、単に配置だけ決めて、作業をやっていたんでしょうか。

○議長（山野久生君） 佐伯議員、それは通告外ですね。

（4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・」と呼ぶ）

いや、もう通告外ですね。また、今の質問自体が、執行部側も答えをもう書いてますよね。

（4番佐伯勝宣君「・・」と呼ぶ）

もうそれ以上は答えられんと思うとですけど。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

今のは通告外ですから、別の分に、次に行ってください。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

通告にないですよ。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

60分は関係ない。通告はしていただかないと駄目ですから。

佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) まず、じゃあ、一つ確認ですが、遅くなった理由、これだけ。またちょっと次に、じゃあ、遅くなった理由は何でしょうか。これは一般的に役場の選挙管理委員会も言っていますが、立会人が票の束をチェックするのがいつも以上に、例年以上に慎重だったと。これは皆さんおっしゃってます、選挙管理委員会も、そして選挙委員関係も。そういったことでいいんでしょうか。それは確認ですが。

○議長(山野久生君) 井上課長。

○町民生活課長(井上英貴君) お答えさせていただきます。

私ども選挙管理委員会事務局としましては、当然選挙会につきましては、それぞれの担当でありますとか立会人さんとか選挙長の皆さまが必要な事務を実施していただくと。特に一番重要なことは、正確にミスなく適切に選挙を確定するというのが作業でございます。ですから、それに要した時間で、今回は23時27分に結了したということでございます。ですから、遅いというお話をいただいておりますけれども、私どもとしましては、実質必要な時間、かかった時間がこの時間だったということで認識しております。

以上でございます。

○4番(佐伯勝宣君) ③番、今後の選挙事務の改善点をどう考えますか。

○議長(山野久生君) 井上課長。

○町民生活課長(井上英貴君) お答えさせていただきます。

今いただきましたご質問の内容につきましては、選挙管理委員会でご議論いただきながら進めていくということで考えております。

以上でございます。

○議長(山野久生君) 佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) 今さっき②番でも言いましたように、確認事項とか業務内容、こうい

ったものをしっかりレジュメでまとめて職員全員に配布をする、これはやるんでしょうか。

○議長（山野久生君） 佐伯議員、もう次の質問に行ってください。

（4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・」と呼ぶ）

いや、戻ってはいけません。

（4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・」と呼ぶ）

③番から②番に戻ってますね、今。

（4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・」と呼ぶ）

佐伯議員、次の質問に行ってください、2番の方に。

（4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・」と呼ぶ）

はい。

○4番（佐伯勝宣君） では、2番いきます。

下久原公民館新築と町の情報公開についてでございます。

①番、今年度当初予算で計上されました473万円の下久原公民館新築の予算についてでございますが、情報公開請求しましたら、この区側とのやり取りの記録が全文黒塗りで開示されました。こういった状況でございます。真っ黒でございます。それで、議会で予算が通って、この同区、下久原区の4月13日の総会でも議論があった案件です。

それで、町は町民、区民の知る権利から考え、この会議録、黒塗りの部分の開示の在り方に改善の余地があるんじゃないかと。先日審査請求が行われまして、棄却というような形でこの黒塗りは言われましたけれども、改善の余地が町の方はあるんじゃないかと考えますが、いかがでしょう。

○議長（山野久生君） まず、佐伯議員、それは許可受けてないですよ、今の。勝手に出さないでください。それと、1番の選挙事務については、全て答えてますので、だから。

（4番佐伯勝宣君「・・」と呼ぶ）

もう駄目ですよ。

（4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・」と呼ぶ）

答えてますから。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

何を言ってるんですか、あなた。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

何を言ってるんですかって。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

何を言ってるんですか。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

もうあまり不適切な発言ばかりされよったら、ちょっとその先にいきますよ、本当に。

(4番佐伯勝宣君「…」と呼ぶ)

ちょっと黙ってください。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

聞いてください、こちらの議長の話。

(4番佐伯勝宣君「…」と呼ぶ)

駄目なもんは駄目なんですから。

(4番佐伯勝宣君「……………」
……………」と呼ぶ)

聞いてもいいですよ。はい、聞かれて当然ですよ。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

ちょっと黙ってください。言われたことに、はいって答えればいいだけです、そこは。

(4番佐伯勝宣君「……………」
……………」と呼ぶ)

いや、だからそれは、ほんならどこで許可を受けたんですか、今のは。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

その何かぺらぺらぺらぺらしてたの。

(4番佐伯勝宣君「……………」
……………」と呼ぶ)

それも駄目です。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

議長が駄目って言ったら駄目なんです。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

許可を受けてないでしょう。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・」と呼ぶ)

困るとかそんなんじゃないでしょう。正規に許可を出してしてくださいって言うてるんです。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

何を言ってるんですか、あなた。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

何を言ってるんですか。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・」と呼ぶ)

時間がないじゃない。あなたが話しかけてきてる。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

はい、次にいってください。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

分かったんですね、今のことは。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

何が、何でしたっけって何ですか。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

何て。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

答えましたよ。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

はい、答えました。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

もう次に、あなた、佐伯議員、次にいかんと、時間が過ぎるばかりですよ。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

何もしてないですよ。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

何もしてないですよ。

はい。

○4番(佐伯勝宣君) 何だっけ、これが一番のメインですよ。①番がメインですよ。改善の余地があるんじゃないですか、これ。

ああ、2番です、2番のことを言いよるんですよ、1番じゃないんですよ、2番ですよ。

○議長(山野久生君) そやけん、選挙事務についての③番は、ちゃんと答えてますし。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

それは許可を受けてないでしょう。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

いいんですね。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

はい。

○4番(佐伯勝宣君) やっと通じた、そこなんですよ。

○議長(山野久生君) そやけん、その黒塗りの分は許可してないですよ。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

いや、今度からちゃんと許可を受けてしてください。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

いや、悪いですもん。悪いから許可を受けてって。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

これ以上話しても一緒ですから、次にいってください。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・」と呼ぶ)

町長。

○町長(西村 勝君) まず、今の確認です。

佐伯議員の質問の下久原公民館の新築と町の情報公開についての①番に入ったということ
とでいいですか。

(4番佐伯勝宣君「はい、そのとおりです」と呼ぶ)

はい、分かりました。

まず、前回もこのご質問はされたと思います。

私にとっては当然条例に基づいてやっていますので、当然それに基づいてやられてること
について、議員さんご理解をさせていただきたいなと思います。

それで、内容につきましては、総務課長の方から説明をします。

○議長(山野久生君) 総務課、久芳課長。

○総務課長兼経営デザイン課長(久芳浩二君) それでは、お答えします。

9月の定例会の一般質問でもお答えしましたとおり、個人からの情報開示請求の結果に
つきましては、この場で議論すべき問題ではないと考えております。開示されました案
件につきましては、案件ごとに精査し、条例規則に基づき、厳正に対応しております。

なお、ご質問にある当該事案につきましては、令和7年6月10日に請求者から不服申立
てがなされまして、同年9月12日に情報公開審査会が開催され、同委員会におきまして、
実施機関が開示した文書につきましては久山町情報公開条例第7条第6号ロ及び同条第5
号に該当すると判断され、実施機関が行った必要箇所、黒塗りの開示処分が妥当である
との答申がなされております。同年10月24日付で請求者に対しても同様に通知がなされて
いることをここで申し添えておきます。

以上です。

○議長(山野久生君) 佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) 答申書は棄却ということなんです。それも見ましたけど、論点がずれ
てるなというのが私の考え。そして、情報公開請求の専門家に聞きましたら、これはちょ
っとけしからん話だと。要は、黒塗り部分は取れるじゃないかと。要は、個人情報とか利
益関係を出さなきゃいいんだと。それで、法律に詳しい専門家も、これは上に持っていけ
ば部分的にこれは勝てるよというふうなことをおっしゃってくださいました。しかし、い
くかどうかっていうのは、時間と費用を要しますから、私の判断となります。ですから、
それよりも町が黒塗りを取り払うといいますか、必要最小限にして、ほかの部分は、ちょ

っとこれは利害関係があるという部分以外は出してしかるべきだと思うんですよ。

といいますのは、今みたいな黒塗りの文書っていうのは、20年前の情報開示の話だったんですよ、役所にとっては。でも、今は、いわゆる最高裁も黒塗りを取れっていうんですよ。それで、町民との信頼、これを町が勝ち取るためにも、できるだけ黒塗りは最小限にして、黒塗りの部分を出して、情報を開示するような方向に今いってます、時代は。

ですから、何が言いたいかっていったら、町は確かに今回情報公開審査会の答申で黒塗りは違法性はないという判断でそう言ってましたけど、世の流れとしては、町民の信頼を勝ち取るためにこれはなるべく取った方がいいと。そうしないと、黒塗りでしたら町民が不信に思いますよと、そういうふうな方向なんですよ。だから、私はそういった意味では、町の情報公開の在り方に改善の余地があるんじゃないかと、そういうふうに言ってるんですけども、その点については、担当課はどうでしょう。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 佐伯議員のご意見は分かりますが、できるだけ当然この条例に基づいて、町民の知る権利をしていくっていうのは粛々とやっています。

それで、もう一つは、佐伯議員、当然私もそうです。皆さんもそうです。この久山町の中で条例で決まって、その委員会でそのプロセスを踏んで、そういう結果が出たっていうことに対して、まずはしっかりと受け止めてもらわないと、ルールが全て崩れてしまいます。当然改善をしなければいけないことは改善しなければいけない。ご意見としては届いてます。私は当然それに基づいてそれをやっていくっていうことが行政運営のルールだと思いますので、そこは佐伯議員もまずはそういう結果が出たっていうことを、今回の条例についてはそういう話になってるっていうことを踏まえて、今後どうしていくかっていうのは議論できればいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 次にいこうと思いましたが、何か気になることをおっしゃいましたかね。受け止めて、はい、受け止めてるから、次の上にいこうということなんですよ、法律の関係で。そういう話なんですよ。でも、そこら辺はどうしようかなっていうふうなことを専門家と話をしているということなんです。それは受け止めてますよ、当然ですよ。

その辺、どうですか、町長。

○議長（山野久生君） 佐伯議員、ちょっと。

町長。

○議長（山野久生君） はい、町長。

○町長（西村 勝君） それは議員として受け止めてるんですか、個人として受け止めてるんですか。それを聞かせてください。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） これは議員として開示請求してませんから、個人でやっていますから、あくまでも個人です。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 個人のことをここで話す場ではないと思います。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今のはちょっとあれですけど、いいや、その話は、いいです。

次にいきましょう。

②番、今年4月の同区の下久原区の総会の後、区から町への問合せ、質問状への町からの回答が大分遅れたと聞いてます。何月でしたっけね。夏、6月、区からの質問等に対する回答を早急にしていただくよう町へ再度要請してるっていうふうなことを区の文書で書いてます。これは遅れた理由は何なんでしょうか。今はもう回答が返ってきてるみたいに聞いてますが、その経緯とといいますか、進捗も含めて、もし聞ける部分、聞かせていただける部分があったらと思います。どうでしょう。

○議長（山野久生君） 久芳課長。

○総務課長兼経営デザイン課長（久芳浩二君） まず、ご質問にあります質問状の件ですけれども、行政区より質問状としてはいただいておりませんので、こちらの方ではご回答はできません。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 質問等に対する回答、質問状じゃない、質問も何らかの形でこれはしてるようですね。それで、これがまだ返ってこないから、町へ再度要請中というふうなことがあります。それは今町から返ってきたというふうに聞いてます。それで、先月この12月議会前も何か町と区側と会合をする予定もあったというふうに聞いてます。それも含めて、理由と進捗状況を教えていただきたいと思います。

○議長（山野久生君） 久芳課長。

○総務課長兼経営デザイン課長（久芳浩二君） 協議内容につきましては、こちらの方は公表しないということで委員との協議を進めておりますので、ご回答の方は控えさせていただ

きます。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 分かりました。

じゃあ、次にいきます。

③番です。昨年、同公民館建設への一般質問にて、担当課長は、今後建設に町も主導していく旨の答弁がありました。それで、場所の選定、費用等、どの程度、どの範囲まで関わっていくと考えるのかということでございます。

といいますのは、区の関係者から聞いた話によりますと、今の老朽化してると言われる河川の下にある下久原公民館の同規模の建物はちょっと無理だと、やはりほかに合わせた小規模の建物で、それぐらいの金額ぐらいしか考えられないみたいな話を聞きました。しかし、下久原の人口規模等々を考えたら、区としてはそれはちょっと厳しいと。それで、移転も含めてこれはお金がかかる。町の方にも主導していくというふうな返答をいただいておりますのであれば、そこら辺をまた下久原区の状況を考えてもらってもいいんじゃないかという思いがあるんですが、どの程度まで町が関わるんでしょうか、その点答弁をお願いします。

○議長（山野久生君） 久芳課長。

○総務課長兼経営デザイン課長（久芳浩二君） 下久原公民館、集会所ですね。こちらの建設準備委員会とは協議を重ねております。建設場所や規模などについて行政区で方向性を示していただいた上で、基本設計や詳細設計を含め建築工事につきましては、同準備委員会と協議しながら町主導で行っていく旨を伝えております。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） じゃあ、3番行きます。

中学校給食導入についてでございます。

①番、先ほど教育長の方からデリバリー、前向きなお答えが返ってきたんですが、今まで教育長、執行部のお答えとしまして、導入が困難な理由の一つに生徒のアレルギーの問題を挙げておられました。今もほかの議員が質問されておりましたけども、こういったアレルギーの問題、しかし小学校ではこれは十分といいますか、どうにか対応ができてると思いますけど、回ってるわけでございますが、小学校給食でのアレルギー対応の中学校との違い、中学校での対応の困難さ。これはそういった形で導入は難しいというふうに聞いてきましたが、対応の困難さをもう少し具体的に説明していただきたいと思います。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 食物アレルギーの対応については、小学校も中学校も基本的には変わらないと思います。中学校になるから大きく対応が変わるとか、難しくなるといったことはございません。ほとどの学校も行ってる対応について、少しお話ししたいと思っています。

一つは、久原、山田両小学校もそうですけども、年度初めに全児童のアレルギー調査を全家庭に調査します。アレルギーはさまざま、最も多いのが卵と牛乳、ほかにも小麦、そば、ピーナツをはじめとしたナッツ類、エビ、カニといった甲殻類、リンゴやキウイなど果物に反応する子どももいます。その後、アレルギーのあるお子さんについては、1人ずつ保護者と学校とで、学校は栄養士、担任、そして管理職が協議に入っておりますけれども、給食時の対応をどうするのか、家庭に行ってもらうこと、学校がやること、学校ができること、もしアナフィラキシーショックを起こしたときの対応など、内容を共有していきます。特にアナフィラキシーショックが起きる前の兆候とか、起きたときの症状、対応、救急車で運んでもらうかかりつけの病院等は、しっかりと個別に確認をしております。

次に、学校ができることですが、久山町の両小学校では、給食室で作るおかずやお汁等については、卵については除去給食を行っています。つまり、卵アレルギーのある子どもに対しては、卵を加える前のおかずやお汁を給食室は別途準備をしています。各学校の担当教師は、配膳を間違えることがないように注意をしております。卵以外の除去給食の準備は、久山町は行っておりません。他の自治体も除去給食は卵だけというところが多いと思います。手間暇がかかりますので、除去給食を全く行っていない自治体もございます。

さらに学校が行うことですが、先ほど城戸議員のときにもちょっと出てきましたけども、学校はアレルギーのある子どもの家庭には、その月の給食の献立で調理される全ての食材を記した献立表を配布し、その子が持っているアレルギーを示す食材には印を入れて、家庭に確実に把握してもらおうようにしています。担任も毎日の給食でそれを把握しておかなくてはなりません。各学校かなりの人数、アレルギーの対応を要する児童がいますので、栄養士の負担はかなり大きいものがあるかなというふうに思っております。

アレルギーのある家庭は、学校から配布される給食の献立表を見て、例えば今日の魚介の混ぜ御飯は食べさせないでください、代わりにおにぎりを持たせています、よろしくお願ひしますなどといった連絡を学校に行い、学校で実行してもらっています。献立の内容については、その日は給食は一切食べず、お弁当という子どももいます。

また、それとは別に、もしアナフィラキシーショックが起こったときに緊急処置するエピペンという注射を学校はそれぞれの家庭から預かっています。緊急のときは、救急車が来る前にエピペンを打つという処置を先生がしなくてはなりません。アナフィラキシーショックを起こしたら一分一秒の手後れで命を落とすことになるから、それで教職員は毎年全員エピペン研修も実施し、実際にエピペンを触り打ってみるという実技研修を行っています。

こういったことが対応の基本になっています。他の自治体も対応は同じだと思います。全ての学校がこういったことを行い気をつけていても、毎年事故が起こっています。

こういった理由から、少しでも事故のリスクを少なくする選択制ランチサービスという方式を久山町の中学校は行っているということでございます。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 先ほどデリバリーに移行することも可能だというふうな話でございました。そして、現在は選択制でランチ給食、ランチサービスですね。仮にこれは全生徒を対象にデリバリー方式、いわゆる食缶式の給食になるとしましたらば、今のこの比較的安価な、安価という言葉をあえて使いますが、それよりもちょっとグレードの高い給食ということになると思いますが、その際にやはりアレルギーというふうな心配が出るということなんでしょうかね。

それも含めて、やはりリスクがあるというのが導入が困難だというふうにおっしゃってた要因だというふうに理解しておるんですが、じゃあその際のそういったアレルギー、全部そういったものも含めて、これは準備といいますか、それは可能だというふうなことで認識していいんですね。

ごめんなさい。対策といいますか、アレルギー対応。もちろんリスクはいつも伴いますけれども、小学校と同じような形で、またこれはもし導入ということになったら考えられる、対応できるというようなことでいいんでしょうか。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 先ほど申しましたように、アレルギーの対応については今申し上げたとおりでございます。

それで、デリバリー型の外部に委託するようなランチサービスの場合には、学校のように適応できませんので、アレルギーを持った生徒さんがいれば、自分からお弁当を持ってきて対応するというのが、よその市町で行っている現状でございます。だから、一つ一つのアレルギーに業者は全く対応できません。そういう状況でございます。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ということは、先ほどの議員の質問のところでもちょっと私も勘違いをしとったのか、お考えになってるのは、全員制の食缶式デリバリー給食ということじゃないんでしょうか、そういう意味で聞いているんですが。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 先ほど城戸議員のときには、検討はできますと、検討はしていきたいと、することはできますよと。ただ、いろんな考えていかななくてはいけないさまざまな状況がありますので、そこを踏まえながら検討はしていきますというお答えをさせていただいたということでございます。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） じゃあ、②番にいきます。

9月、大野城市で、中学校給食導入を公約とする市長が誕生しました。それで、市民の方の導入への期待も高まっている模様でございます、いろいろネットでも地元のグループの方々が市長に要望書を手渡したというような記事もありますし、新聞でもそれは報じられました。それで、今後国の中学校給食無償化の動きも私は気になるころではございますが、具体的に無償化になったからどうしてくれというような案は今のところ私にはございません。しかしながら、そうなりましたら、いろいろ中学校の給食を取り巻く環境も変わってくるんじゃないかというような思いもございます。

それで、久山町は今のうちから中学校給食導入検討委員会設置など具体的に対策を考えてもいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうでしょう。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 給食の無償化については、確かに全国的に報道で出ておりますけれども、その議論の対象は、今のところ小学校の給食に対してであり、中学校ではないということをもまず申し上げておきたいと思っております。

給食の無償化については、以前から言われておりますけれども、財源の問題もあり、いろいろ話題としては出てきてますが、なかなか国も踏み切れていないという状況が続いております。今後の動向を見ながら検討していきたい、考えるべきときが来たら考えていくべきかなというふうに思っています。

それから、検討委員会を設置してはどうかということですけども、これについても必要があれば教育委員会や議会の所管の委員会などと協議しながら考えていくことはあるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） もちろん給食の無償化は小学校、これも存じ上げておりますが、中学校給食もその後でっていうふうなことも政府の方の話でございましたんで、そういった意味で私も言ったものでございます。そうになりましたら、やっぱり久山も中学校給食導入という方向になるんじゃないかなというふうな思いがありましたんで、ここに盛り込んだ次第でございます。それも含めまして、将来的なもの、中学校給食無償化になるんじゃないかというようなものがあるのであれば、今のうちからいろいろ検討委員会というのを考えていいんじゃないかなという意味でお伺いした次第でございます。

その辺も含めまして、もしご意見があるようでしたらプラスアルファでお伺いしたいのと、町長の方もまたこういった導入に向けて何かお考え、ご意見がありましたら承りたいんですが。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私からお答えします。

まず、小学校の無償化というのは、国の方の動きもあって、私の方も情報としていろんなところで聞いてます。ただ、具体的に中学校の給食の無償化というのは何か話が出るか、議員はどこかでお話を伺ったっていうこともたまにあるかもしれません。でも、それっていうのは明らかに政府の方針として表に出たわけじゃないので、それをもって政策を決めるっていうことは考えていません。やはり住民にとって今どういうことが必要なのが一番だろうと思いますので、逆に言えば、町の費用を使ってでもやらなきゃいけないサービスは展開してるっていうのが今の状況だと思ってます。

それで、給食につきましては、教育長が言ったとおり、いろんな問題をクリアしていくっていうことが大事だろうとは思いますが、それで、今回所管委員会の方にも以前いろんな議論をしていただきましたが、替わりまして、またいろんな話をそこでこちらの方もキャッチボールができたらいいなと、今日のお話も伺って思っておりますので、そういうことで考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 次にいきます。

4番です。オリーブ事業についてでございます。

①番、9月議会の一般質問で答弁があった事業による収入、これは担当課長に答えてもらいましたが、ここ数年、安定的というふうなことをおっしゃってございました。これは黒字だという意味じゃないと思うんですが、これは実際詳しくはどうなのかということ。

それで、答弁にあった90万円の収益、これは数年分だと思えますけど、この会議録がありますけど、ちょっとどこのページかっていうのが今ぱっとは開けません、これは年間の金額なのか、その推移も含めまして、この内訳を教えてくださいと思うんですが。

○議長（山野久生君） 産業振興課、阿部課長。

○産業振興課長（阿部桂介君） お答えいたします。

先の9月議会で安定的と答弁したとのことですが、安定的ではなく、安定と答弁しております。これは、ここ5年でオリーブオイルの搾油量が増え、安定した販売ができてるとしてお答えしたものでございます。したがって、黒字であるという意味ではございません。

また、90万円の収益と答弁にあったとのことですが、収益ではなく、収入と答弁しております。近年の収益の状況はとのご質問への回答で、令和元年度から令和6年度の収入は、オリーブオイルの売上げと収穫体験参加料と合わせて約90万円とお答えをしております。内訳につきましては、売上収入が80万8,221円、体験参加料が9万9,000円、合計で90万7,221円となっております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） では、②番にいきます。

町長は9月議会で、石切地区の開発とともにこのオリーブ事業の将来的な民間譲渡の可能性に言及はされていたようですが、試験栽培も含めて事業開始から現在まで町が得た収益やイメージ的なプラスよりも投入した費用、費用対効果、こういったことを考えましたら、マイナス面の方が上回っているんじゃないかなと思います。それで、度々言ってますが、外部評価委員会、これからの評価もかなりよろしいものとは言えない状況、やはりこれは見直しが必要ではないかというような。

それで、開始から現在までの流れを改めて検証を行った上で、早い時期の事業廃止か民間譲渡を決断するほうがよいと考えます。町長はこういった石切地区の開発、これを見ながらというようなことをおっしゃいましたけども、それより早い時期の決断が必要と思いますが、その点どうでしょう。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、もう3月議会でも質問等をいただいた。そして、9月の一般質問でもいただいています。それから時間も当然たってませんので、私の回答は変わりません。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 変わらない。じゃあ、すいません。いいです。これで終わります。
以上です。

○議長（山野久生君） それでは、ここで休憩に入ります。

再開は13時30分からにします。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時35分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山野久生君） 議事に入る前に佐伯勝宣議員に申し上げます。

午前中の佐伯勝宣議員の一般質問の中で、不規則な発言が多々見受けられましたので、地方自治法第129条の規定に基づき、不規則な発言の部分について、後刻調査の上、措置することとします。

（4番佐伯勝宣議員「後からどの部分か教えてもらえますか。
従いますが。」と呼ぶ）

調査の上、教えます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番只松秀喜議員、発言を許可します。

只松議員。

○5番（只松秀喜君） 本日は、久山中学校給食についてということと、猪野赤坂に架かる
はらばし原橋に歩道の設置をという要望の2点を質問させていただきます。

1点目の久山中学校給食につきましては、午前中、2人の議員が質問されておりましたので、重複しないような質問を行っていきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、久山中学校給食につきましてですけれども、給食に移行した場合、先ほどから言われてますようにアレルギー対策というのが非常に難しい問題だと思っております。アレルギー症状が出ると蕁麻疹ができたり呼吸困難になったりと、ひどくなるとアナフィラキシー症状となり重篤に陥るという話も聞いております。ネットで調べた数字なんですけども、あまり正確ではないと思いますが、アレルギーを抱えてる児童・生徒は2004年が2.6%、2013年は4.5%、2022年では6.3%と年々増えており、先生の負担もかなり大きくなってきていると思います。しかし、現在中学校給食を実施している自治体では、この問題に関し、しっかり対応されていると思いますが、どのような対策を打っているのかとい

うことで質問しようと思ったんですけど、先ほど前の議員さんの回答でありましたので、これは省かせていただきたいと思います。

それで、これは確認になると思いますけれども、そういった対策ということは先ほど中学校も山田、久原両小学校で対応してるのと同じ対応だということで回答がありましたので、中学校給食に移行した場合でも対応は可能であるということによろしいでしょうか。教育長、お願いします。

○議長（山野久生君） 教育長。

○教育長（重松宏明君） もし中学校で給食を導入した場合は、その対応については小学校と同様の対応を取って事故がないようにしていくっていうことを最大限努めていかななくてはいけないと思っております。

○議長（山野久生君） 只松議員。

○5番（只松秀喜君） ありがとうございます。

次に、②に移っていきたいと思っております。

令和元年に開始されましたランチサービス、今現在行われております中学校給食ですけれども、共働きの親が多くなり、弁当を持って来られない生徒に対し始まったサービスだと思っております。サービス開始から7、8年が経過しており、十分にその役割を果たしてくれたのではないのでしょうか。当時のランチサービスを調査し、平成30年3月議会の最終日に調査報告を行いました第1委員会、現在の総務文教常任委員会ですけれども、その最終報告では、これを最終形にすることなく、将来的には完全給食を目指してほしいとの文言もあります。この8年前の委員会報告については、町長の考えというのはございますでしょうか。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 委員会報告につきまして、私の方も理解はしております。ただ、先ほどありましたように、前回久山中学校給食導入につきましては、令和7年2月に陳情書を議会に出され、総務文教常任委員会で全会一致で不採択と6月議会ではなかったということも踏まえております。ですから、そのことも含めて、私としては両サイドの議会の意見も尊重しながらも、どちらにしろ今後の動きに対してはしっかりと検証はしたいと思っております。

○議長（山野久生君） 只松議員。

○5番（只松秀喜君） ありがとうございます。

現在の福岡県内の現状を見ても、先ほど言われましたように、大野城市が完全給食に移行する動きを見せております。そうすると、県内で残るのは1市3町になってきます。ま

た、先日国会議員との会合の中で、国の方針としては来年度は小学校給食の無償化を実施していくという話が出ております。この無償化が終われば、中学校の無償化に入っていくという話も聞いております。周りの状況、環境もかなり変化してきているのではないかなと感じております。町長にお尋ねしますが、この周りの状況について久山町はどういうふうに考えてあるのでしょうか。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 先ほど午前中の一般質問でも回答させていただきました。

まず、中学校の給食が無償化になるならないっていうことでこのサービスを導入するということは、まず前提上、僕は今判断する要因ではないなと思ってます。それと、もう一つは、周りの状況っていうこと、それはある意味、住民サービスをできるだけ高いものにしていくっていう上では必要な観点だと思います。でも一方で、それをずっと合わせていくと、ほかのサービスも全て合わせていくということになっていったときに、その町その町の状況があるっていう、これはある意味自治体の財政状況等にもよると思います。

ただ、そういう状況で周りがどうしてるっていうことの前には、今社会状況というのは、私は思うんですけど、そのお子さんたちとか子育て世代の皆さん、その皆さんに住民の皆さんがどういう状況が一番今必要なかっていうことが最優先の軸だと思ってますので、周りの自治体というのは参考になりますが、それにあまり流されていくってことは長期的なものを見たとき違ってくるんじゃないかっていう視点は持ってますので。ただ一方で、それで検討しないっていうことは、以前から言ってますけど、まずありませんので、そこについては何ら変わらないつもりでいます。

以上です。

○議長（山野久生君） 只松議員。

○5番（只松秀喜君） ありがとうございます。

先ほど前の議員さんが言われましたように、給食への移行ってというのは、今日、あしたできることではないと思っております。ランチサービスが10年目に達する令和10年の実施を目指して、目標を持って、ぜひともおいしい給食を皆で食す、完全給食というのを目指していただきたいと思います。

最後に、町長の方にこの件につきまして、もう一度回答をお願いいたします。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 恐らく、大野城市のそういう給食の動きがあるというのは当然把握してありますが、なかなかそれに対して具体的にまだ進んでいないという状況もある。やはりそれもいろんなところで精査しなきゃいけないところはたくさんあるということじゃないか

などと思います。

それで、この給食っていうのも、いろんなニーズがあると思います。欠食であったりとか、アレルギーの問題とか、学校の先生の環境の問題ですね。それを全て取ったときに、久山町としてどういう形態が、それは給食なのか、それかもしくは現状なのかかもしれない。ただ、それについて一番いい形っていうのを1個ずつ問題をクリアしていくっていう意思はありますので、それを今後議会の委員会とも話しながらやっていけたらなっていうのが私の考えです。

以上です。

○議長（山野久生君） 只松議員。

○5番（只松秀喜君） ありがとうございます。目の前の1個1個の難題というものを解決しながら、ぜひとも前に進んでいただきたいと思っております。

それでは、2番目の方に移らせていただきます。

猪野区から山の神方面へ抜けるための川をまたぐ橋というのは、上流から南新町の猪野橋、それから次に南組合の県道に架かる南大橋、それと一番下流の赤坂組合に架かる原橋はらばしがあります。本日はその一番下流の原橋はらばしについてお尋ねいたします。

猪野区赤坂組合から原橋はらばしを通して赤坂バス停までの道っていうのは、教育課長にお尋ねしますけども、小学校の通学路に指定されているのでしょうか。それと、もし指定されているのであれば、PTAの方から何か問題とか苦情、要望とかがありましたら、お聞かせください。

○議長（山野久生君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

赤坂組合から原橋はらばしを通して赤坂バス停までの道につきましては、山田小学校の通学路となっております。通学路は地域や学校で決めていくものなんですけれども、ご指摘の原橋はらばしにつきましては、久山町立幼・小・中学校区安全対策委員会等においても、学校通学路の危険箇所の一つとして認識はしております。校区安全対策委員会とは、学校、PTA、行政区、副区長、それから社会教育団体、警察、役場関係各課で構成しております。地域における子どもの安全確保のために設置された委員会で、この中にPTAも入っております。令和7年1月31日に実施しました令和6年度の危険箇所点検で現地も確認しておりますし、令和7年11月26日実施の会議でも対策について検討しております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 只松議員。

○5番（只松秀喜君） ありがとうございます。

続きまして、都市整備課長にお尋ねいたしますけれども、川の中に橋脚があります眼鏡橋で、かなり古そうに見えます。築造は橋に書いてあるんですけど、ちょっと読めない状況でしたので、築造はいつ頃でしょうか。また、橋の定期点検が行われていると思いますが、点検の評価というものをお聞かせください。

○議長（山野久生君） 都市整備課、亀井課長。

○都市整備課長（亀井玲子君） お答えします。

原橋^{はらばし}は、昭和29年11月に設置され、71年経過しています。橋梁の定期点検は、町内にあ
る109橋を5分割し5年サイクルで行っており、原橋^{げんはし}は今年度が調査対象の橋になってお
ります。原橋^{はらばし}の調査結果の速報値では、健全度は1から4の中で2となっており、橋梁の
躯体^{くたい}の機能に支障はございません。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 只松議員。

○5番（只松秀喜君） この橋は横幅2m85cmしかなく、横幅2mの乗用車が通りますと、子どもの横をぎりぎりでも通過しているという状況であります。最初はこの橋の建て替えを要望しようと思って、10月21日の7時15分から7時45分の30分間だけですけれども、橋のたもとで車の調査を行いました。子どもはその30分の間に22名が通過していております。それから、車両としては、赤坂組合からやすこうち農園があります赤坂バス停方面に行く車は20台が通過しております。それで、その20台のうちの11台が奥の工場団地の方から来ております。それから、今度は入ってくる方ですけれども、16台が通過しております。それで、16台のうち約9割の14台が赤坂組合じゃなくて、その先の工場団地の方へ向かい、完全に通勤の抜け道になっております。

それで、このまま橋の架け替えを要望していくと、非常に危険な状況になっていきます。ですから、子どもの安全を守るためには、そこに歩道を設置するしかないのかなという考えで、歩道の設置を要望しております。子どもたちが安心して通学できるように、ぜひとも歩道の設置を考えていただきたいと思っておりますけれども、町長の考えをお願いいたします。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まずもって、そういう状況というのを調査していただいてご報告いただき、ありがとうございます。

それで、当然歩行者の安全確保、子どもたちの通学を確保していくっていうのは、大切なことでもあります。ただ、橋の架け替えはなくても、歩道を設置するとしても、非常に費用がかかるというのが当然あります。

現在、歩道を設置する場合は、歩行者の安全確保が特に必要な区域、学校、病院、商業施設、高齢者や障害者、子どもたちを含む多数の歩行者が利用する施設の周辺というのを前提としてます。次に、交通量の多い道路ですね。自動車の交通量が多い主要な道路や交通事故の多発区間。最後に、連続性の確保がやっぱり大事になってきます。既に整備されている歩道と接続し、歩行空間のネットワークを形成する必要があると。ですから、そこだけあっても、その先に歩道がないっていう状況であれば、また同じ話になってくると思います。

それで、今の状況ですと、なかなかそこに対しての歩道設置っていうのは現実的に難しいかなと思います。ただ一方で、今言われるような安全対策、看板を含めてそういう設置で運転者に対する注意喚起の啓発というのは、私は現実的だと思います。それについては、町内で同じような箇所、先ほど教育課長が話をしましたように、校区安全委員会とかそういうところに出たところも含めて積極的にやっっていこうと思いますので、この箇所についても検討はさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（山野久生君） 只松議員。

○5番（只松秀喜君） ありがとうございます。

歩道設置とか付け替えとかは簡単にできることではないと思っておりますけれども、子どもの安全というのが第一ですので、先ほど言われましたように車両に対する啓発看板、そのあたりでも結構だと思いますので、早急な対策というのをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山野久生君） 続きまして、6番荒巻時雄議員、発言を許可します。

荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） 6番、荒巻でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私は農業振興対策について質問いたします。

農業振興の課題観点からばかりでなく、町民へのアンケート調査で、久山町に住みやすい理由の中で、自然が豊かだからという回答が95.5%という結果がございます。私は田園風景を残すために水田耕作をしっかり守り続ける必要と義務があると思ひ、次の質問をいたします。

まず、①番目に、農業の担い手不足の解消問題についてでございます。

10年後の耕作者が確保されない農地というのは、全国で134万haと言われておりまして、農地全体の3分の1に当たるそうでございます。糟屋地区でも1,121haで、2桁しかない町が3町もございます。中山間地域を抱える自治体、我が町でも、担い手不足が顕著

でございます。農地の大区画化や集約ができれば担い手は確保しやすいという話も多々あります。

そこで、(1)の質問に行きます。

今後、農地の大区画化や集約は可能でしょうか、また計画はあるのでしょうか、この点についてお願いいたします。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） (1)番の質問につきましては、産業振興課長の方から回答させていただきます。

○議長（山野久生君） 産業振興課、阿部課長。

○産業振興課長（阿部桂介君） お答えいたします。

本町の農業振興につきましては、担い手不足は喫緊の課題であると認識しております。一方で、町民アンケートでは、自然が豊かで住みやすいとの回答が95.5%と非常に高く、久山町の魅力である田園風景を維持していくことは、議員のおっしゃるとおり、本町にとって大きな使命であると考えております。

農地の集約につきましては、現段階でも空いた農地の借り手を探す際には、基本同じ農区の農家の方が耕作できるよう農業委員会とも協議をしており、作業効率を考えた上で農地の集約を図ってるところでございます。

農地の大区画化につきましては、中山間地の久山町で大区画化のメリットがあるのか、地形的に可能なのか、検証が必要と考えます。また、圃場を大きくすることで水の管理の問題が生じますし、合意形成には耕作者のみならず耕作者に農地を貸されてる土地所有者の同意が必要であるため、大区画を具体化するのには難しいのが現状でございます。

今後も農業委員会や関係機関と連携しつつ、地域の実情に応じた農地の効率的な利用と農業政策に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） 久山町の場合は、土地所有者が小さな田んぼを幾つも持っているという関係で、なかなか大区画化というのは難しいかとは思いますが。ただ、この第4次久山町総合計画に主な取り組みということが載っております。管理不可能な土地を持つ非農家や離農者の農地、今後増加してくるであろう未耕作農地に対応し、農地を適正に管理するとともに有効に農業生産を行うことができるように、生産組織の育成、生産体制の強化に努めるということであっておりますけれども、大区画化でなくても、今少しお話が出ましたけれども、ある地域を見いだして、この地域はこの程度だったらできるという、そのよ

うな集約は可能でございましょうか。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、可能だとは思いますが、ただ、今現在がある程度認定農業者の方含めて、その方々が限られたエリアで多くそういうふうには水田を耕作してもらってるという現状にもう既になってるっていうふうには私は理解しています。

以上です。

○議長（山野久生君） 荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） 分かりました。よく分かります。

高齢者を中心に廃業数が加速してるのが原因でしょうけども、先日商工会の青年部の方が土地の荒れ放題を見て米作りをされているということが新聞記事に載っておりましたね。これは忙しい時間で多くのことをやろうとすると、その商工会の方は田んぼが飛んでると仕事はなかなかいかないでしょうけども、ぜひこういう集約は今後とも考えていっていただければというふうに考えますが、もう一度いかがでしょうか。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 最終的には、その集約をしていくっていうことで、仮によくある効率的ではないっていうことが今一番農業の問題であります、これをいきなり効率的に変えるのは、特にうちのような小さな圃場である場合は難しいと思います。ただ、集約することによって、今議員がおっしゃってるような田園風景を維持するっていうことのまず最初のステップになると思ってます。

そこに対して、じゃあ次の質問等もありますが、後継者育成とか、そのブランド化っていうのはあると。ただ、ここをしっかりとやっていくっていうのをそれぞれ順番じゃなく、同時進行にやっていかなければいけないだろうとは思ってます。ただ、町が農地を集約できればそれがいいんですが、当然そういうことはできませんので、受皿についてをしっかりと考えていくっていうのが一つの大きな今後の課題であるとも捉えています。

以上です。

○議長（山野久生君） 荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） 分かりました。

では次に、多様な農家や女性、高齢者、集落農業者、消費者と、このような連携したプロジェクトですね。先ほど新聞の話もしましたように、今後は多様な担い手が必要になってくると思うんです。

そこで、(2)の質問ですけれども、多様な人材や消費者等が交流、体験できる機会や場づくりは行っておられるでしょうか、この点をお願いいたします。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 多様な人材といっても、実際に農家である方、もしくは消費する場合でも関係交流人口っていろいろあると思いますが、私的には久山でできたものをいかに消費者と結びつけているかっていう観点でこの回答をさせていただきたいと思いますが、先ほどの質問にあるように、私にとってもこの久山町の田園風景を守る、今までの先人たちが培ってきたものを次の世代に残していくのは、大きなミッションでもあります。こういう時代ですから、この自然環境っていうのが久山町の今の強みになってるっていうことも間違いありません。ただ一方で、その1次産業、農家が後継者がいないっていう問題も同時に迫ってきているということがあります。

その際、問題として考えるのは、実際その担い手不足っていうことの解消の前に、まずこの農地をいかに今維持していかなければいけないか。そのためには、久山町独自の、今水稻農業物価高騰対策支援制度をはじめ、いろんな制度をスタートしている。これはあくまで今の農家さんを支援することによって現状を維持しようっていう政策です。

それで、次に大事なのは、今ニュース等でありますけど、米の値段というのは価格が上がってます。久山町のお米が高く消費されなければいけない。この取り組みをどうしていくかっていうことになりましたが、では今まで他のブランド米と久山のお米を今から競争してその価格を上げていくっていうことが適策かっていうと、私はそうではないと思っています。やはり久山町の米の価値を上げていくっていうのは、町内消費、地産地消を進めることによって、久山町のブランド、町全体のブランドを上げることが一番大事だし、そういうことをやっていくことが公的な立場としては必要なことだと思います。

そのために、一つの手段として、商工会青年部の助成とかというのも拡充してるっていう状況になります。こういう形をしっかりとやっていくっていうこと、生産者が生産したものと消費者を結んでいく、基本的には町内の方をまず優先にしていこうという政策を今打ってるっていうのが、機会や場づくりになってます。

例で挙げると、実際今回9月議会で補正予算で上げさせていただいた久山地域お米券の配布と、町内の生産物の流通量を増やして同時に農家の手取りを増やすための町内販売農家直販所出店手数料助成事業っていうのを展開することによって、両方を一緒に結びつけていく助成制度っていうのも一つだと思います。

次に、消費者との交流ということで、9月に町民の皆さん、子どもから大人まで、高齢者の人たちを対象に、おにぎり大運動会というのを山田小学校で開催し、140名の皆さんが参加されました。これにつきましても、マスメディアでも取り上げていただきました。これは、実際に町内のバイオ炭を活用したお米をおにぎりにしたり、そこの皆さんの競技

の景品というか商品に換えたりとか、そういう普及啓発をすることによって、町内のお米を食べるということをみんなに考えてもらうっていうことの一つになってます。

それで、継続的にそのお米の値段を上げていくためには、消費者がその久山町で採れたもの、そういうこだわったものに対しての価格をしっかりと払っていくっていう仕組みがなければ、なかなか持続的な農業になりませんので、小学校、中学校では今久山のお米を使った食育を授業で始めてます。そして、先日は幼稚園の保護者に対しても、おにぎり、お米を通した食育をしています。こういう活動をして、機会や場づくりを行っています。

最終的に、それはあくまで町内のことになりますが、民間の中では実は地元の農家で猪野地区と上久原地区の方が以前から体験農園をされてるといふこともありますし、新たなNPOの団体では市内の企業や個人の方から年会費を集め、田植、稲刈りイベントと新米をつけて、その会費をもらうことによって農地の保全を維持していくっていう取り組みを始めてあります。こういう動きっていうのは少なからずあってるので、町としてもそれを注視してる状況になってます。

最終的に、次のステップとして、やはり消費するところ、関係交流人口、大きな市場に関わっていくためには、今後首羅山遺跡ガイダンスの整備に伴い、そこでマルシェやイベントなどができて、そういうことを消費していく、またはそういう企業支援をしていくっていうことも踏まえた上で、そういうプロセスを踏んでいきたいなと今考えてます。

以上です。

○議長（山野久生君） 荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） 私がまだ尋ねようとするところ以上に答えていただきまして、ありがとうございます。

このような今町長が申されましたようなことは、ほとんど町内の方でしょうか、それとも町内外の方にも来ていただいて、どのような手段で知らせてあるんでしょうか、どうなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 先ほどお話をさせていただいたように、まず町内の方に食べていただくというのが第一優先になりますので、基本的には町内の町民の皆さんを対象にするっていうのを今優先にしております。

ただ一方で、こういうイベントを注視してもらうことによって、マスコミに取り上げてもらうことによって、久山町のお米っていうのがおいしいんだと、もしくはそういうふうなこだわった活動してるんだっていうことによって、消費っていうのが生まれてくるっていうのは間違いないと思いますが、今そういう状況であると思います。

以上です。

○議長（山野久生君） 荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） 今言われてることは、お米を町内で消費するというようなことが主と思います。私がちょっと質問したいのは、この計画にも書いてありますように、農地を有効に活用し、町内外の多様な人材が農業に触れる機会をつくることで、要するに農業への興味や意欲を向上させて農業従事者の確保に努めるということでお尋ねしてるんですが、この分についてのそういうふうな集まりとか機会はどんなですかね。今消費とかの前に農業をしたいんだという人を集めるというふうな機会をつくっていただくということですけども。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） すいません。補足になりますが、先ほど言った猪野地区、上久原地区での体験農園を通して、現在野菜農家として認定農業者になられた方もおられるということでございます。

それで、町として実際にそういう農業をされたいという方に対する相談があれば、ある程度そういうふうに支援をしていくっていう体制はつくっていますが、実際個人で農業をやっている、お米をして、それで生活ができるっていう状況では、今のところなかなかありません。そういう状況に対しては、今後やっていくことに対しては検証をしていくこととなりますが、まずは米の値段を上げていくっていうこと。それに足りない分については、やはり公的に町がどのような形で支援していくかっていうことをやっていかないと、実際に農業の後継者がいないっていう状況も私は現実だと思ってます。

もう一つは、今後の検討課題ですが、その農業を先ほどお話があったように集約化する受皿があって、その受皿の雇用、そこにいかに町が支援していくか、委託していくかっていうことによって、町内の方、もしくは町外の方に働いてもらえるっていう、それが収入として雇用として成り立つっていうことをしていかないと、最終的には難しいんじゃないかなと一方では思っています。ですから、これは受皿っていうのは、本当に町の支援の形を考えても今後大事になるだろうと思ってます。

以上です。

○議長（山野久生君） 荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） ごもつともだと思います。ぜひともこの担い手が早く、農業の高齢化ばかり進まないで、そのようなことをしていただくようお願いいたします。

続きまして、②番目の循環型農業の確立問題について質問いたします。

町の特色を生かした農業を推進するため、減農薬や減化学肥料、残渣物などを利用した

堆肥、それから畜産農家と連携した堆肥などを活用した循環型農業の確立と普及を図ると
いうふうにうたっています。

そこで、まず(1)の質問ですけども、畜産や農業、家庭から出る廃棄物を肥料化するた
めの現在の状況について教えていただきたいと思います。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この取り組みにつきましては、産業振興課長の方から説明をさせてい
ただきます。

○議長（山野久生君） 産業振興課、阿部課長。

○産業振興課長（阿部桂介君） お答えいたします。

現段階で実施しておりますのは、牛のふんから作った堆肥とミネラル液を混ぜて肥料を
作ったものになります。農家の方に今年度の田植前に元肥として使用してもらいました。
追加の肥料は入れずに栽培していただきましたが、収穫量は通常の栽培で栽培したお米よ
りは少なかったのが現状でございます。有機栽培になりますので収穫量が下がるのは仕方
がないですが、まいた肥料の量を多くすれば収穫量の問題が解決するのかなと、投入量等
を含め今後さらに検証が必要かと考えております。また、本肥料は、ミネラル液を混ぜる
ことによりアンモニアの成分と臭いがなくなることは土壌分析検査で証明されております
ので、臭い対策として活用できないか検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） 分かりましたけども、これはそういう肥料を作るということは、コス
ト的にはどんなでしょうか。どれくらいでございましょうかね。高くなるかという。

○議長（山野久生君） 産業振興課、阿部課長。

○産業振興課長（阿部桂介君） お答えいたします。

現段階では、肉牛の生産農家の方に堆肥の方を作るようお手伝いをいただいたところな
んですが、かなり混ぜた後に時間の方がかかりますので、これに関しては今後またさらに
検証が必要かと考えております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） 私はこういうことで心配してるのは、次の質問にも入りますけども、
要するに高いお金を出して農家の方が買ってまでするのでしょうかということが一つあるん
ですね。もし作った肥料が、次のバイオ炭のことも一緒ですけども、こういうのを使い出
したときに、町としては、あるいは助成金を出してやっていったり、そういうふうな対策

は考えていかれるつもりでしょうか。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、(1)番目で、次の質問にも関連するんですけど、まず基本的にこういう事業をやっていく上で、コストがかかる、そして労務がかかるっていうのは、間違いありません。じゃあ、それを取り返すっていうことになったときに、何かというと、その品物が要するに出荷するときに量が多くなるか、もしくは単価がその行動によって高くなるかっていうことになります。それで、環境にこだわった分として単価が上がる可能性はあるっていうのはありますが、今回の今ある畜産っていうことですね。これに関しては、私は町内の循環をするっていうこと、そういうことも考えて、付加価値っていうよりも、町としてそういうのを推進していく上では支援っていうのはやっていかなければいけないっていうのはもともとあって、このテストをしてるっていうふうにご理解いただけたらいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（山野久生君） 荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） 確かに畜産の関係で出した肥料というのは、以前は物すごく悪臭がしたんですけど、今はほとんど分からない、分からないと言ったらいけませんけど、そういうふうに感じないようなことになっておりますですね。確かにこれは私はいいことだと思っています。

次に、(2)ですけれども、町内の木材等を使ったバイオ炭の件ですけれども、これは初日の議会でも町長がちょっと説明されておりましたけれども、これの進捗状況についてももう一度お願いしたいんですけども。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、今年度の実証につきましては、まだ町内の木材等のバイオ炭とこのできてませんので、もともとあるもの、販売されてあるものを使っています。

それで、検証結果っていうか、実際どういうふうに進んでるかっていうことですけど、今年度は山田地区の農家の協力を得てバイオ炭の性能の効果検証を行ったっていうのが一番の目的になります。

それで、水田をまず3区画に分けて、バイオ炭を400kg入れるところ、バイオ炭を200kg入れるところ、無施用区域、入れないところ、この3カ所に分けて実際に栽培を同じ施肥条件で比較検証を行いました。田植え後に区画を独立させるためのあぜを設け、収穫時には坪刈りを行い、各区の玄米を個別に分析用として確保しています。得られた玄米は合計618kgで、うち306kgは日本農作物検定に提出し、その後精米して納品済みになっています。

それで、現在その玄米の品質や成分比較などの詳細分析を進めている状況になります。

あとは、今回の検証の結果を受けて、実際にバイオ炭の施肥量が一番いいところがどこかっていうのが、今のところ実際に200kgっていうことですね。400kgを入れるとちょっと入れ過ぎになってアルカリ性が強くなるっていうことがありまして、そういう結果が出てますが、いずれにしろ来年度の方向性が出た時点でまたご説明はしたいなと思っております。

以上が今の状況になってます。

○議長（山野久生君） 荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） どうもありがとうございました。また来年楽しみにしときます。

次に、生産性と収益性の高い農産物の産地化を図るために、環境に配慮した効果的な農業を推進するとともに、商業と連携した地域内消費を拡大するというところでうたっております。

そこで、(3)の質問になりますけども、久山町産米のブランド化と米の加工、保管、出荷、農事作業を行うようなライスセンターの建設はどのように考えておられますでしょうか。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） お話を以前の議会でもさせていただきましたが、久山町産のお米をブランド化し安定的に出荷していくためには、集荷、乾燥、保管、出荷の各機能を確保することが、この一連として重要であります。現状では、町域で利用されているJAのカントリーエレベーターで久山産のお米としての区分出荷はできていない。要するに久山の米だけで売られてないっていうのが現状になってます。それで、最終的にこれを久山のお米で売っていこうってなると、この技術っていうのを、今までの流れっていうのを町でやっていかなければいけないっていうのが基本になると思っています。

ただ、ここで私が考えるのは、この基本的な流れを踏まえた上で、実際にどのくらいの初期投資がかかるのかとかそういう調査っていうのはもう既にやっていますが、うちの規模でいったときに、実は調査の段階で、カントリーの方に出されてるのが約3割ぐらいです。残りは自分で売られてるか、自分ところで消費されてるということになります。この3割をいかに効果的にやっていった場合に、その流れをした場合は、全部を一気通貫する必要があるかどうかっていうのは、ちょっともう一回検証が必要だと思っています。

例えば、今問題としては乾燥機の問題ですね。実際に乾燥機があつて農家をやめられる方がおられるとかそういう話になった場合は、その乾燥機の利用をできないとか、保冷庫が必要であれば、今やってある方のところに設備投資を町がしながら管理をして、そこ

に町内のお米を集められないかとか。でも、最終的にはそれをパッケージにして売るって
いうことまでを考えなきゃいけないので、それを一連にしてどのような事業者が最適なの
かっていう検証は今行っています。だから、そういう状況だというふうにご理解いただき
たいと思います。いずれにせよ、町で販売をしていくというか、その工程をやっていかな
いと、久山の米を売っていくっていうのはなかなか難しいなっていうのが現状だと思いま
す。

以上です。

○議長（山野久生君） 荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） 今言われましたように、久山町の米というのは他産地の米と混ぜられ
て、本当にブランド化して売られてるような状態なんですよ。だから、久山で作った肥
料を使って一カ所に集めるという方法は何らかの形でつくっていく必要があると思います
し、今全体的に考えて、循環型農業というのはすぐできる問題じゃなくて、肥料の問題か
ら今後10年ぐらいのスパンを考えてやっていく問題だと思っておりますけれども、このよ
うなライスセンター的なものが遅かれ早かれもう必要なものじゃないかと考えるんでき
よ。

それで、逆に早くこういうのを建設して、今後はこの施設を利用して施策の方もその方
向に向けるというふうなやり方を考えるんですけど、その点はどうなんでしょうかね。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） おっしゃるとおりだと思います。

それで、一応検討としてはそういう方面で今検討してます。ただ一方で、お米を作っ
て、実際にお米をストックすることができて、保冷库まで準備して販売するってなったと
きに、どこで消費するのかっていう問題をクリアしておかなければいけないと思います。
ですから、今はどこで消費するのかっていうところを広げてるっていう状況で、そこに私た
ち行政としてどのぐらい支援をしていけるかっていうのが、今検証しながら新しい制度を
つくってるっていうのが今の現状だというふうにご理解いただきたいと思います。

それで、これはほぼ同時並行的に検討していかなければいけないところだと思いますん
で、その件につきましては、今そういう議員のおっしゃってるような考え方で私も進め
てます。

以上です。

○議長（山野久生君） 荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） 先ほどから新聞の話をしておりましたように、確かに久山の米はよそ
に持っていったっておいしいと、ここの水と土地の関係だと思えますけども、ぜひお願いし

たいと思います。

それから、これは私の提案になりますけども、ライスセンターというようなものは、米作りの作業をするのに必要な機械は一連全部そろえておいて、お年寄りができないところにも機材をリースしたり、こちらから人員も派遣してやるというふうな、要するに受けてやるというふうな考えはどんなでしょうか、それもまとめたところで。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、建設コストっていうのはかなりの金額がかかるっていうのも分かってるんですが、いずれにせよ、要するにうちがお米を出してライスセンターで事業者が事業をしてやったとしても、まず黒字になることは、これ単体だけではないっていうふうに検証しています。それで、町としては当然その環境等を守っていくっていう上で、そういうライスセンターを使った場合に委託して雇用、そして久山町の農家の皆さんがそこに出していくっていう状況を整えていくっていうことは、それはやっていかなきゃいけないっていうのは前提として考えて、今どういうことができるかっていうのをやってるっていうのが現状です。

要するに、ある程度公共投資をやっていかなければ、久山町のこの田園風景を守っていくっていうのは難しい状況であると。ただ一方で、競争力をつけていく手法っていうのもしっかり考えて、いずれは自然に値段が上がっていくことを目指した上での支援っていうのをやっていかないと、今までの日本の農業、米の政策と何ら変わらない状況になってしまいますので、そこはしっかり私は考えていかなきゃいけないし、そのためには町の人がそれを食べて、最終的にはいずれ、今後検証したいと思いますが、お米を食べることによって健康状態にどう効果があるのかとか、そういうふうになっていくとまた全然違ってくると思いますので、そういう形も今検証していきたいということで話を進めます。

以上です。

○議長（山野久生君） 荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） この町には、なかなか生産物のブランド、久山町のものだということがありませんよね。それから考えると、この水田をうまく利用して米をブランド化することが一番早い方法ではないかと思います。ただ、お金の問題もありますけども、こういうとに使ってもいいように、今現在の財政調整基金というのが19億5,000万円ほどあると思うんですよね。だけん、こういうとを農業用の基金にして造っていく方法もあると思いますし、またこの町は公益財団法人の久山健康田園都市財団というのを持ってますね。こういうところを指定管理者的な扱いにして、ここから人員を派遣してやっていくと

というような方法も考えられますが、そういう点はちょっと発展し過ぎでしょうか、お答え願います。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 財団も一つだと思います。ただ、問題は、建てたはいいんですけど、その後そのお米が流通しない、そして結局は担い手ができないっていう状況が起こってしまうっていうことになってはいけないと思いますので、ソフト面をしっかりとやらなきゃいけないなと思ってます。

もう一つは、そこにつながるんですが、結局町が投資をする。当然それぐらいの価値がある事業であると私も思いますが、投資をして、それが要するにその事業者が続かないっていう状況になった場合は、その投資が無駄になってしまいます。ですから、ある程度その投資先っていうのはしっかりしておかないと難しいだろうと思います。そのためには、町がある程度のお金を出して、町にもある程度の権限を持っているっていうことがなければ、どうしても収益関係で会社がなくなってしまうっていう状況になりますから、そこは慎重にやらなきゃいけないと思います。ただ、最終的にはその投資をするっていうことであれば、物が売れるっていうふうにならなければいけない。じゃあ、物が売れるまでの流れをしっかりとやれる事業者にそれを請け負ってもらわなきゃいけないというのが私の今の考えで、その事業者についてはいろいろ今検証をしてる状況です。

ただ、農業だけでそれはやっていけないと思います。今後はそういう会社が農業だけじゃなくて、空き家もそうですし、いろんな公園とかいろんなこともします。ほかの自治体ではそういうことは起こってますが、いろんなことの全部を事業として見られるようなところじゃなければ、なかなかそういう収益事業は成り立たない。それで、これから行政もコストを下げていかなきゃいけません、人数も減っていきますし。となると、町の住民の皆さんにとって行政がやるよりも民間がやった方がいい分については、それをお願いしていくっていうことも大事になってきます。空き家促進なんて恐らくそういうことが必要になってくると思います。

だから、そういうものを含めた上で形を考えていかなきゃいけないっていうのが今私が考えてることで、議員がおっしゃるように、うちの米はおいしい。それは間違いなと思いますし、私もお米を買っているいろんな方に食べてくださいっていうのは、市内の人とかにやっています。そうすると、皆さんやっぱりおいしいと言われてます。そこからリピーターになってくるっていうところも実際出てますから、そのとき私はこういうところで買えますよという話もしますし。

ですから、やっぱり食べてもらうことからしか始まらないと思ってるんで、そういうこ

とで、議員の皆さまにもそういうことについて、もしそういう機会があって、こういうところに食べてもらったらいんじゃないとか、紹介したいんだけどってあれば、全然産業振興課長なりに話をしてもらってというのも一つの方策だと思いますので、ぜひみんなでそういうことができたかなと思ってます。

以上です。

○議長（山野久生君） 荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） よく今スマート農業とか循環型農業という具合に、表現が少しアップデートされているというふうに捉えておりますけども、政策の基本的な考え方はこれまでと変わらないと思うんですよね。例えば、米作りは水路の管理や草刈りに対する地域の協力がなければ、これが鍵でございますね。それで、農家が続けたくても、このような離農者が進んでしまえば、おのずとやめざるを得ないというのが現状だと思います。そのためにも、早く今申しあげました米の集積から出荷までする、そして機材リースもされるというふうな施設を早急に造っていただきたいというふうに、必要だと思いますけども、もう一度そのところをよろしく願いして、お答えをよろしく願いいたします。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私の気持ち的には、もう十分議員のおっしゃってることと変わらないのかなと思います。ですから、就任からいろいろずっと話をしてますし、2期目を迎えておりますが、これから本当に農林業、ここは私にとっても大事なポイントだと思ってますので、ここについては今もいろんな政策を議会の皆さんに了解をいただいてやっていますが、町独自の政策をもうちょっと増やしていきながら、その目的達成のためにやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山野久生君） 荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） ありがとうございます。

なかなかすぐには解決しないような質問で申し訳ないとは思っておりますけども、久山町に住みやすいと思っている方がたくさんおられる以上は、このような田園風景を守っていくのが私たちの義務と考えております。

また、付け加えて申し上げますが、水田は洪水時の調整池の役目を果たし、重要な減災施設でもあります。今後ともこの水田農業が続くようによろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山野久生君） それではお諮りします。

本日の会議はこれで延会としたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。従って、本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

延会 午後2時22分